

税制改正

65歳以上の方は負担増に

地方税法、所得税法などが改正され、町民税・県民税および所得税の計算方法が変更になりました。主な改正点は、年金収入を対象とした公的年金等控除の縮減や、所得控除のうち六十五歳以上が対象の老年者控除の廃止などで、特に六十五歳以上の方の負担が増える内容となっています。町民税・県民税は平成十八年度分から、所得税は平成十七年分から適用になります。

公的年金等控除額の改正

公的年金等の収入額から控除される公的年金等控除額のうち、年齢六十五歳以上の方の控除額が見直され、最低保障額が百二十万円（改正前は百四十万円）となります。詳しくは下表のとおりです。

老年者控除の廃止

所得金額から差し引く所得控除のうち、年齢六十五歳以上の方に適用されていた老年者控除（町民税・県民税四十八万円、所得税五十万円）が廃止されます。

65歳以上の方に係る非課税措置の廃止（町民税・県民税のみ）

年齢六十五歳以上で、前年の合計所得金額が百二十五万円以下の方への非課税措置が廃止されます。ただし、急激な税負担の増加を緩和するため、平成十七年一月一

定率減税も縮減に

日において六十五歳に達していた方（昭和十五年一月二日以前生まれの方）で前年の合計所得金額が百二十五万円以下の方は、平成十八年度分は税額の三分の二、平成十九年度分は三分の一を減額する経過措置がとられますが、平成二十年年度からは全額が課税されます。

町民税・県民税の所得割が課税されるすべての方が対象となる定率減税が二分の一に縮減されます。これまで所得割額から一五%相当額（最高四万円）が控除されていましたが、平成十八年度分からは七・五%相当額（最高二万円）の控除になります。

なお、所得税については、平成十八年分から一〇%、最高二十五万円（現行二〇%、最高二十五万円）に改正になります。

○65歳以上の方の公的年金等の所得の簡易計算表（速算表）

	その年中の公的年金等の収入額（A）	公的年金等にかかる所得の算出方法
改正前	2,600,000円以下	(A) - 1,400,000円
	2,600,000円超 4,600,000円以下	(A) × 75% - 750,000円
	4,600,000円超 8,200,000円以下	(A) × 85% - 1,210,000円
	8,200,000円超	(A) × 95% - 2,030,000円
改正後	3,300,000円以下	(A) - 1,200,000円
	3,300,000円超 4,100,000円以下	(A) × 75% - 375,000円
	4,100,000円超 7,700,000円以下	(A) × 85% - 785,000円
	7,700,000円超	(A) × 95% - 1,555,000円

※年齢65歳未満の方については、変更はありません。

生計同一の妻に対する非課税措置の廃止（町民税・県民税のみ）

均等割の納税義務がある夫と生計を同一にする妻の均等割の非課税措置が廃止され、所得が一定金額を超える場合は、均等割（町民税三千円、県民税千円）が課税されます。

◆問い合わせ 役場税務会計課町民税担当（☎82-3111内線112）へどうぞ。

町長室から

十月二十三日の山田町合併五十周年記念式典は、町内外から多くのお客様をお迎えして盛会のうちに終了しました。あらためてご協力いただきました関係者の皆さまに感謝申し上げます。「広報やまだ」十一月一日号が合併特集号になりましたが、町の歴史を語る資料でもあり保存して後世に残していたければ幸いです。

今年も早いもので師走に入りました。この時期の行政の課題は新年度の予算編成作業ですが、地方では国の三位一体改革の行方をかたずを飲んで見守っているといったも過言ではありません。地方への税源移譲、補助金削減、地方交付税の見直し、いずれも私たちに与っては予算編成の根幹をなすものであり、地方の声が確実に実現することを切に願わざるを得ません。師走といえは新聞各紙では「今年の十大ニュース」を特集しますが、皆さんの十大ニュースは何でしたか。

山田町長 沼崎喜一